

大牟田市地域の総量規制基準

昭和 52 年 12 月 1 日
福岡県告示第 1714 号

大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第五条の二第一項及び第三項の規定に基づき、硫黄酸化物に係る総量規制基準を次のとおり定め、昭和五十二年十二月一日から施行する。

ただし、同日前から硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を設置している特定工場等（設置の工事を行っているものを含む。）及び同日以後一の工場又は事業場でばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により新たに特定工場等となったものについては、昭和五十三年五月三十一日から施行する。

一 適用する地域

大牟田市の区域

二 適用する工場又は事業場

一の工場又は事業場において設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で使用する場合に使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が、1 時間当たり 1.0 キロリットル以上である工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）

三 総量規制基準

特定工場等において排出が許容される硫黄酸化物の量は、次の区分に従い、それぞれに定める算式により算出された硫黄酸化物の量

イ 総量規制基準

昭和五十二年十二月一日前から設置しているばい煙発生施設を有する特定工場等（設置の工事を行っているものを含む。）

$$Q=5.49W^{0.84}$$

この式において、 Q 及び W は、それぞれ次の値を表わすものとする。

Q 排出が許容される硫黄酸化物の量

（単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算された立方メートル毎時）

W 特定工場等に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量

（重油の量に換算したキロリットル毎時）

ロ 特別の総量規制基準

昭和五十二年十二月一日以後新たにばい煙発生施設が設置された特定工場等（一の工場又は事業場で、ばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により新たに特定工場等となったものを含む。）及び同日以後新たに設置された特定工場等

$$Q=5.49W^{0.84}+0.5\times 5.49\{(W+W_i)^{0.84}-W^{0.84}\}$$

この式において、Q、W 及び W_i は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 排出が許容される硫黄酸化物の量

（単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算された立方メートル毎時）

W 特定工場等に昭和五十二年十二月一日前から設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量

（重油の量に換算したキロリットル毎時）

W_i 特定工場等に昭和五十二年十二月一日以後に設置されるすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量

（重油の量に換算したキロリットル毎時）

四 原料及び燃料の使用量の認定方法

硫黄酸化物に係るばい煙発生施設（予備の施設は除く。）を定格能力で使用する場合に使用される原料及び燃料の量により認定する。

五 原料及び燃料の重油への換算方法

原料及び燃料の重油への換算方法（昭和五十年三月環境庁告示第十三号）別表の一、二、四及び五に定めるもののほか、次のとおりとする。

イ 原料

別表第一の左欄に掲げる原料の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる量を同表右欄に掲げる重油の量に換算する。

ロ 燃料

別表第二の左欄に掲げる燃料の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる量を同表右欄に掲げる重油の量に換算する。

別表 1

原料の種類	原料の量	重油の量
非鉄金属の製錬（アルミニウムを除く。）の用に供する施設において用いられる原料	1kg	0.63 L
都市ゴミ	1kg	0.15 L
廃棄物焼却炉において処理される産業廃棄物	当該原料の処理に伴い平均的に発生する硫黄酸化物の量に相当する量の硫黄酸化物を燃焼に伴い発生する重油の量。 ただし、重油 1L 当たり 0.00186Nm ³ /H の硫黄酸化物量を発生するものとする。	
その他の原料		

(注) 非鉄金属の製錬とは非鉄金属の製造及び精錬をいう。

別表 2

燃料の種類	燃料の量	重油の量
灯油	1 L	0.90 L
原油	1 L	0.95 L
石炭	1kg	0.60 L
コークス	1kg	0.70 L
コークス炉ガス	1Nm ³	0.48 L
木くず（のこくず、樹皮等を含む。）	1kg	0.30 L
その他の燃料	当該燃料の量 1 単位に相当する発熱量を有する重油の量。 ただし、重油の発熱量は 9900kcal/L とする。	